平成２６年（フ）第５４号
金沢市新竪町３丁目34番地２、従前の住所石川県加賀市塩浜町と39番地
債務者　濱本　君江
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２３２号
長野県安曇野市豊科4038番地19　河合ハイツ102
債務者　長澤　正治
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２０号
三重県鈴鹿市池田町1325番地　パテリッシアⅠ―102号
債務者　大矢はつ子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２１号
三重県鈴鹿市池田町1325番地　パテリッシアⅠ―102号
債務者　大矢　　進
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１３号
三重県名張市つつじが丘南７番町２番地
債務者　奈良喜代子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１４号
三重県伊賀市桐ヶ丘７丁目82番地
債務者　左海　啓司
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１６号
鳥取県米子市富益町4477番地37、前住所鳥取県米子市淀江町淀江690番地90
債務者　岡本　　紫（旧姓馬田）
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第５号
広島県世羅郡世羅町大字東神崎201番地13
債務者　信永　勝義
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第６号
広島県世羅郡世羅町大字東神崎201番地13
債務者　信永　良子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第１０号
広島県三原市本郷南３丁目10番３号
債務者　井上　徳三
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２５年（フ）第７０６号
北九州市戸畑区椎ノ木町10番２―502号
債務者　福重　　充
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４８号
北九州市小倉北区重住３丁目２番12―604号
債務者　住野多鶴子
1　決定年月日時　平成26年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５９号
北九州市八幡西区穴生４丁目３番２―401号
債務者　前田　正子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６号
佐賀県唐津市唐房４丁目4793番地
債務者　藤河　朋子
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第１３号
佐賀県唐津市鏡6053番地49
債務者　龍　　秀明
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第１５号
佐賀県唐津市厳木町岩屋834番地２
債務者　重　　直之
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第１６号
佐賀県唐津市厳木町岩屋834番地２
債務者　重　　明美
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部